

# 琉球大学学術リポジトリ

## 日米関係 沖縄返還20

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43796">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43796</a>

3 要檢討事項

無期限

房書  
官房書記官

官房書記官

報道課長

条約局長  
条約課長  
法規課長

アメリカ局長  
審事官  
北米第一課

吉地 28

3R

VOA沖縄中継局移転問題

田石和也 1/20

アリカ局北米第一課

由が同一は沖縄放送局支局とV р A沖縄中継局  
又運営を同僚室の日付5年間親切(2月23日)、約5年内に  
CPH(1977年5月15日)を残す(2月23日半里町へ拉致元。  
最近国会等で中継局移転に対する山崎高利(2月23日  
)(別添1参照)、取扱、中継局移転は問題見出され  
て2月23日、或は、處理2月23日問題見出され  
て2月23日(別添1参照)。  
中継局移転問題(別添1参照)  
2月23日(別添1参照)、山崎高利(2月23日)在東京  
大使館公使と対し、別添1のラジオ申入れを行つた  
(2月23日)、(1月24日(金))  
(午前12申入が予定。)

外務省

68

り、関係市町村でも立証困難であること、それから補償体系自体が成り立つかどうか疑惑のあるもの等の問題がございまして、私どもの判断といたしましては、さらに精密調査をする必要があるということです。沖縄県等の協力を得まして引き続き調査を実施していくたいと思っております。

現在、この調査結果に基づきまして沖縄開発庁、総理府審議室等とも今後どういうふうに取り扱つて、いかが等について協議しているところでございまして、総理府のどこかにこの処理をする機関を設けて、統一的にどういう処理方針でどういう補償基準でやるか、そういう必要があるのでないか、ということで、いろいろ関係の機関で協議をしているところでございます。

括室というようなものを設けて窓口にしたいとい  
うような意見も政府部内で出ているというようだ  
聞いておりますが、その点はいかがですか。一説  
によると、防衛施設庁も開発庁も、内容が複雑多岐で実態の掌握がむずかしいから、お互いにどうぞ、どうぞと言つて譲り合つて、責任を余り持ちたがらぬというようなことも報道されております  
が、その点も絡めて答弁してください。

○山田政府委員 この問題の調査につきましては、ただいま施設部長からお話をございましたよ  
うに、一応概況と申しますかサンブル的な調査が——サンブルといいましても相当膨大なものでございますが、でき上がっておりますが、これで  
は残念ながら先ほどいろいろ指摘されましたよ

に問題点が多うございまして、直ちに処理方針を  
そこから決定するといふまでに至つております  
ん。  
したがいまして、今後の段階としては、いまお  
話がありましたように、もう少し掘り下げて、各  
項目ごとにそれぞれどういう考え方をすべきかと  
いう点もあわせながら検討してまいりうといふこ  
とで、場合によりますれば項目によりまして、施  
設局と私の方で分担をしまして調査をさらに深め  
ていきたいということで、実は五十一年度予算に

つきましても、従来私どもはございませんでしたけれども、開発厅としても予算要求をいたしております。

それから、いまお話がございました統一的な空港の問題でございます。これは新聞に出ましたのは、私どももそういうのが直ちに公表されるとは夢にも思わなかつたわけでござりますけれども、寄り寄り協議しておりますのは、実は内閣審議室が一応まとめの窓口になつておりますので、いろいろな意見をぶつけ合つております。そ

中の一つの意見としまして、いまお話をございましたようやく、やはり總理府に対策室みたいなものを設けた方が、基本的な方針を統一的に考ふる意味におきましても非常に便利ではないかといふことで、しかも膨大な調査でございますから、やはり最後は実態として一つ一つ十何万件を具体的にどうするかということはむずかしい問題がござります。したがつて、基本的に一定の原則を立てまして進めなければできないのではないか。そちら

なりました場合には、やはりその統一的な立場でやった方がいいのではないかという考え方をもどもは持つておるわけでござります。しかしながら、まだ審議室の段階で最終的に固まつたものではございません。

会にさせていただきます。

最後に一言だけ伺います。防衛施設局が漁業損害補償獲得協議会と交渉されて、漁業の問題については、全部は妥結しないとしても、とりあえずこれだけは認められるというものについて、来年度予算に計上してお渡ししたいというような段階になっておると聞いておりますが、それはそのとおりですか。来年度予算に幾ら計上されましたか?

○銅崎政府委員 いわゆる漁業補償の請求権関係の問題でございますが、漁業関係の事案につきましては、概況調査というのが漁連の方に資料がな

ざいまして、陸上関係の請求権の各事項に比べま  
してかなりはっきりした調査ができておるわけ  
ございますが、ただいまも申し上げましたように

この問題についてどういうふうな処理をしていいか、陸上の分と海上の分と、どういうかふうに合わせになるか、統一的な基準をどうするかといふことでございますので、開発庁それから内閣官房議室とまだ相談中でございまして、概算要求をする段階になつております。

復帰後三億ですか、二十年と見て六十億だけれども、とりあえずそのうち二十億ないし三十億にしては先払いしようというようなことで予算要求やしているんだとか、するんだとか、もう新聞などどんどん出ておりますね。来年度予算は二十九日までにできちゃうのでしょうか。概算要求するにしてもまだ意見がまとまっていないということは、来年度の予算に予算請求しないということですとか、それともすることはするんだけれども、細かに

い何万何千円までは決まっていかないという意味ですか。それが非常にあいまいだから、その点だけはつきりしてください。

と、いまになつてそんなことを言つているよ。いや、協議会の皆さんはずいぶん失望しますよ。私は非常に残念なことだと思います。しかし、この点については後でまた詰めさしていただくとして、時間でございますから、終わらせていただきます。

○松本委員長 次に、渡部一郎君。

○渡部(一)委員 最初に、VOA沖縄中継局の問題について伺いたいと存じます。

ボイス・オブ・アメリカの沖縄県における存続につきましては、返還協定審査の際に大きな問題となつてしまつては、

になつたわけであります。これは現在どういう形で存続をしており、その法的な根拠及び沖縄返還協定の際に明らかにされたような復帰後五年に

て撤去するという約束については、どういうふうに履行されようとしているか、その問題についてまず原則的に伺いたいと存じます。

すように、協定が発効いたしました二年後に、V  
OAの将来の運営について協議に入ることになつた  
ております。

そこで、昨年の五月及び六月に、この規定に基  
づきまして、日米両国政府はこのVOA中継局の  
将来の運営につき協議を行つた次第でございま  
す。その協議におきまして、わが方から、この中  
継局の活動はできるだけ早期に、少なくとも一九  
七七年五月十五日までに終了するということを強

く希望するという立場を再確認いたしました。これに対しましてアメリカ側は、わが方の立場を了承いたしました。返還協定の第八条及び第八条などに関する合意議事録に基づいて、一九七七年五月十五日までに代替施設の建設を完了するようにならぬ限り、わが方から米側に對して、この半側の立場につき隨時照会いたしておりますが、アメリカ側は、その立場に変更はないということを

答えております。  
そこで、では実際にどうするかということになりますが、  
るわけでございますが、この点も先方の予算措置を  
その他をわれわれもずっとフォローしておるわけ  
でございますが、アメリカの広報局と訳しますか  
U.S.I.A.は、一九七六年度予算中に無線施設の取  
得という項目を立てております。その中に沖縄  
VOA中継局移転費用の一部として六百八十四万五  
千ドルを計上いたしておりまして、この予算の歳出  
法案は、すでに米國の上下両院を通過いたしてお  
りまして、十月二十一日に大統領の署名を得て、

成立をいたしておる次第でござります。

こういうわけでございまして、その予算措置も着々講じられておるようござりますから、われわれとしては、VOAは期限までに撤去されるものと確信いたしております。

○遠部(一)委員 このボイス・オブ・アメリカの放送の内容について、沖縄返還協定の際に大変問題になりました、このようない謀略放送、わが国の国益を損するような運用というものは慎むべきである旨の質問が行われ、それに対し、十分郵政省とも連絡をとつて外務省は努力をする旨の御発言もあつたやに記憶しておるわけであります。

放送内容について、現在どういうチェックをされているか、伺いたい。

○山崎(敏)政府委員 放送につきましては、郵政省の方の御努力でこれをテーブルにとっていただきまして、外務省に送付していただきまして、われわれはその内容の把握に努めております。

他方、USAから毎回プログラムの提供を受けおる次第でございます。

○渡部(一)委員 その内容について、わが国の国益を害し、あるふはわが国の外交的立場を損なうようなものはなかつたと確認されておるのであります。

○山崎(敏)政府委員 VOAの放送は、御承知のとおりニュース及びニュース解説、それから音楽といふふうなものでございまして、われわれもその内容の把握に努めておりませんけれども、わが国の国益を害するようなものはないと確信しております。

○遠部(一)委員 そのとられたテーブルは提出することができるでありますか。

○山崎(敏)政府委員 每日の放送のテーブルでございますから膨大なものになりますけれども、われわれとしてはその内容の把握に努めておりましたて、関係の部分について御要求がございましたら提出することができます。

○遠部(一)委員 それでは、その撤去の時期が先ほどのお話のように迫つておるとすれば、日本人

従業員の待遇について、もはやその将来を考慮する時期が来たのではないかと思われます。現在のVOA従業員の人数、あるいは雇用関係、あるいはその法的身分等に関して御説明をいただきたい。

○山崎(敏)政府委員 VOAに雇用されております日本人職員の数は、実は最終的にきょうもAの一部でござりますから、米国政府機関に雇用されおる。そこで、そういう政府機関に雇用されている人としての待遇は受けているわけでござります。

○渡部(一)委員 VOAに雇用されたります。

○佐々木説明員 お答えいたします。

ただいまのところVOAの従業員は、いわゆるチニックいたしたわけでござりますが、七十二名でござります。この人々は、VOAつまりUSAの一部でござりますから、米国政府機関に雇用されおる。そこで、そういう政府機関に雇用されている人としての待遇は受けているわけでござります。

○渡部(一)委員 この人々は、現在アメリカ合衆国の一の一部でござりますから、米国政府とのそういう雇用契約関係が終了するということになるわけでござります。

○渡部(一)委員 この人々は、現在アメリカ合衆国に雇用されておるというお話をありますから、当然日本國の失業保険制度その他の中には終つたものと思われます。現在、彼らには入つていないものと思われます。

○渡部(一)委員 防衛施設局に伺いますが、防衛

施設局としてこのVOAは監督あるいは何らかのこの問題に関する関与をしておられるかどうかを伺いたい。

○佐々木説明員 お答えいたします。

通常申しておりますところの従業員、MLC、IH.Aの従業員とは別の性格でございます。したがつて、私どもでいま関与しております従業員はMLC従業員並びにIH.Aの従業員並びに船員関係、MCでございますが、これを担当しておりますが、VOAの関係の従業員についてはいまところ関与しておりません。

○渡部(一)委員 そうしますと、これらの職員の失業保険や年金のたぐいも同じような状況になつておるのでしょうか。

○佐々木説明員 その身分関係並びに年金関係の待遇が同じであるかどうか、その辺は私ども必ずしも十分把握しておるわけではございません。

○渡部(一)委員 これは明らかに年金あるいは失業保険との関係が、VOAの関係で非常に不明瞭だということは、少なくとも日本人職員の将来の生活安定に非常に大きな問題が残つてゐることを示しているわけであります。したがつて、防衛施設局の方も、御自分の所管されるそういう米国政府系に勤めている日本人職員に関しては、十分お調べをいただきたい。また、アメリカ局の方も、VOAの職員の身分に関し十分調べていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○佐々木説明員 これは私ども施設局の担当範囲だけの問題ではございませんので、将来の各省庁の問題といたしまして、検討事項として調査検討させていただきたいと思います。

○山崎(敏)政府委員 外務省としても、この問題は、確かに施設局の所管の問題ではないわけでございませんけれども、確かに駐留軍離職者の方々とておこなつた二項目につき、要望が出ておるわけであります。

○山崎(敏)政府委員 アメリカ局長にすべてお答えいただきたいのも、いろいろ範囲もございますが、總括してお答えいただけませんでしょうか。

○山崎(敏)政府委員 外務省としても、この問題に関する権限を持つておるという問題ではございませんけれども、確かに駐留軍離職者の方々とておこなつた二項目につき、要望が出ておるわけであります。

○山崎(敏)政府委員 ただ同一の待遇が与えられるようにすべきだ

○山崎(敏)政府委員 ただ同一の待遇が与えられるようにすべきだ

○山崎(敏)政府委員 ただ同一の待遇が与えられるようにすべきだ

○山崎(敏)政府委員 ただ同一の待遇が与えられるようにすべきだ

○山崎(敏)政府委員 ただ同一の待遇が与えられるようにすべきだ

ことをするよう、われわれとしても努力してまいりたいと存じます。

○渡部(一)委員 VOA沖縄中継局の従業員有志一同から私の手元に来ておる陳情によれば——地元では労働組合の編成をVOA当局が認めていないことと未加入者がいるというので、従業員有志といふ形でこの文書が届けておられます。

要望の一つとして、VOAの縮小及び撤去に伴う離職者全員に対し、最小限軍離職者並みの待遇をいたさなければなりません。一般的の軍離職者といま待遇が違つておるようあります。特に従事者免許というような身につけた職種の各種の免許資格があるようあります。それがわが國と法制上違つておりますから、自動車免許一つにしてもわが國の方には通じない、フォーラクリフト一つにしても通じないといふような——フォーラクリフトがあるかどうか私知りませんが、そういうものがこちらに通じないかつこうになつてしまふようあります。そういう身につけた職種の各種の免許資格があるようあります。それがわが國と法制上違つておりますから、自動車免許一つにしてもわが國の方には通じない、フォーラクリフト一つにしても通じないといふような——フォーラクリフトがあるかどうか私知りませんが、そういうものがこちらに通じないかつこうになつてしまふようあります。特に従事者免許というような身につけた職種の各種の免許資格があるようあります。それがわが國と法制上違つておりますから、自動車免許一つにしてもわが國の方には通じない、フォーラクリフト一つにしても通じないといふような——フォーラクリフトがあるかどうか私知りませんが、そういうものがこちらに通じないかつこうになつてしまふようあります。特に従事者免許と

要望の一つとして、VOAの縮小及び撤去に伴う離職者全員に対し、最小限軍離職者並みの待遇をいたさなければなりません。一般的の軍離職者といま待遇が違つておるようあります。特に従事者免許と

た、われわれとしてもよく研究をしてまいりたい

それから、就職あつせんその他の問題でござりますが、この点に関してわれわれの承知しております限りでは、外務省の所管ではございませんが、沖縄振興開発特別措置法によつて、就職指導を受けたりあるいは就職促進手当の支給を受けたうことをなさるに當つております。

○東部(一)委員 それでは、前回沖縄特別委員会の調査團が沖縄に参りましたときに挙げられた問題につきまして、その後進展してない問題がござりますので、しばらくお話をさせていただきますが、お伺いをいたします。

まず、海洋博の跡地利用及びボスト海洋博の問題について伺います。

○増山説明員　海洋博覧会協会関係の件につきましてお答え申し上げますが、海洋博の総入場予定は、当初四百四十五万人と計画しておった次第で入場者数はどれくらいで收支はどれくらいになる見通しであるか、また海洋博跡地の利用についてはどういうことになつておるか、その辺までお伺いしたいと思います。

ござりますけれども、その後の不況等の影響を受けまして若干観客の動員がぶつっておりまして、現在までのところ約二割方入場者の予想が減少する状態になつております。

それから、総合収支でござりますけれども、入場者が減少いたしますと、その分入場料收入は落込み込むわけでござりますが、一方、経費の節減とか他の財源の獲得に目下努力中でございますので、全体的な総合収支につきましては、いまのところ何ともお答えできないという状態になつております。

○井上(幸)政府委員 跡利用計画について申し上げます。

御承知のように、七月十五日の閣議決定をもちまして、あの地域を国営の記念公園とするという閣議決定がなされております。その後、われわれ

が政府関係各省及び沖縄県と折衝いたしまして、

大体詰まつてしまひました方角け、九十万平米のうち、沖縄県が必要といたします独自の利用計画を持っております十八万平米を除いた七十二万平米の地域を公園とする。それで、現在大部分が国有地でございますので、国営公園といたします関係で国有地に移すわけでございますが、その関係につきましては、どううつぬ三十分の一程度の

地をまずとりあえず国有に移すということです。先日成立いたしました補正予算に計上済みでございます。約八億五千万の金額になるかと思います。ただいまのところ、残った作業をいたしまして、沖縄開発庁に計上してございました特定公共事業推進調査費というものがございまして、そのうちから二千五百万円を建設省に移しかえをいたしました。

画を絡めまして調査をするということで措置をいたしまして、ただいま建設省で学識経験者十二名から成る調査委員会をつくっておりまして、その詳細の結論が、非常に幾つもの部門に分かれておりますけれども、早いものは今月中、遅いものにつきましても来年早々には出てくるかと思います。

それで、残置いたします施設は、これも大体合意がなされておりまして、政府の出展をしております海洋文化館、沖縄県の出展してあります沖縄県館、それから同じく政府出展でございます人工ビーチ、水族館、それから国際三号館、これらの人ものは残すということでおおむね関係省庁間の合意ができて、こういう状況でございます。

○渡部（一）委員 跡地利用の計画の立て方とも絡むと思いますが、これは西銘先生が御発言なさるといいのですが、沖縄の小学校のうち十二校しか海洋博は見に行っていない。行けなかったことあるんだろうし、行く気がないこともあるだろうと思いますし、いろいろ事情は複雑だと思いま

入れる上うなことは考えられないか、いきなりつぶしてしまうのもつたらないではないか、こういう考え方ですが、こういうのはどうですか。○井上(幸)政府委員 私どももいたしましては、あの地域を速やかに公園として人の入れる地域にしたいということを今日としては第一義的に考へているわけでござります。

漁船等は、いずれにしても展示施設として残るわ  
けでございまして、ただいま沖縄県の方でいろい  
ろ計画しておられるようございますが、いわゆ  
る民間館に出演されておるものの中も残していくつ  
てくれるものといいますか、残してもらえるもの、  
出展企業側で残してくれるもので後々非常にそう  
いう子供の教育上必要なものがあれば、それを残

しますが海賊施設の中のどこかに集結して残すといふことは当然考へ得ることでございまして、沖縄県の側でいろいろ御検討のようでござりますので、私の方はその結果を待っております。

○渡部（一）委員 少なくとも海洋博は万国博覽会で定められた特別博覧会でありますから、そのままの形で残すことはできないのはわかつてますが、全部壊して直した後で見せるというのも

一つの考え方ですけれども、海洋博終結の時点で別に名称で、沖縄海洋博フェアとか何かの形で期間を多少延長するかのことを形で沖縄の人々にお見せするようなことをしたらどうか、少なくとも海洋博というものが現地の住民感情からして必ずしも成功したものとは言いがたい現況においては、そういう配慮が必要ではないか。少なくとも、見たかったけれども見られなかつた、おもしろくなかったという感情的じこりを少しでも防ぐためにも、そういう配慮が必要ではないか。海洋博を実質的に延長し、しかもそれに伴う費用の支出というものは、それほど規模の大きいものではない。少なくとも、特に隣接地域における迷惑代ぐらい

のつもりでそうしたことを考えはどうか、こう思ふのですけれども、どうでしょう。

ンコード・フェアと称して国内的な博覧会として好評を得てゐる。

非常に強くなるわけですが、これで実施いたしますためには、各出展者とも六ヶ月間の会期ということで全部予算を組んで準備しておりますが、これをさらに延長いたしまして、相当な経費が付加されるというようなこと、あるいは新しく企画する場合も、それと併せて、また、

○渡部（一）委員 それは課長さんがお答えになるのはちよと無理だな。あなたたちが悪いよ、指で課長さんを指図して返事させたというのは、ところ通産省では考えておりません。…

（音楽）として、矢張り田舎を一歩でも早くめぐらしに施設をそのままの姿で名前を変えてさらにアーノールフュードとして継続するということは、現在のところ通産省では考えておりません。…

彼は説明員であつて、あなたは政府委員なんだから、政府委員が答えなければいけませんね。だからあなたは、いま大臣がおられないのだから、大臣のかわりに、十分検討するとかなんとか言わなければ……。

○井上(幸)政府委員 担当所管が違いますので、答弁を通産にお願いしたわけございませんけれども、沖縄開発庁としては、先ほど申しました

よう。に公園にするといふ閣議決定がなされ、すでにそれに対する予算計上も補正予算で行はれておりますので、一日も早くあれを公園にして沖縄の人々の利用に供するということを主眼に考えておられます。

○渡部(一)委員 じゃ、この問題は、委員長、まだかかるべきときに担当大臣などにお伝えをいたしまして配慮をお願いしたい、こう思います。

じゃ、次に、沖縄のこれから起爆剤に海岸構造をしようとしてがんばられたわけですけれども、いよいよ沖縄県の経済というものを立て直しをしなければいけないと思います。

そのじみな問題の一つとして、沖縄県がこと

の八月二十七日に提出された書類を見ますと、「県内企業の育成と第一次産業の振興」として原則的なことが書かれています。まことに穏当であり

## 参考要領(案)

## 1. 米側承認の通り、沖縄VHFによるVOA活動の問題

について、直邊昭彦議事録によれば、日本国内で大半が開心  
と呼ぶ、一つ重要な政治的問題となるべきものである。

が、協定第8条に規定された5年の期間が終了する  
1977年5月15日を前に約1年半足らず先に撤去され、再び

事件に対する内閣の高い、首脳会議議院内閣委員會等の間で、數度本件について上申され、移転準備

の進捗状況、移転後の日本人幹員の待遇等の問題  
を中心とした議論が行われた。(議事録の関係部分を  
手交)。

## 2. 本件の内閣の日本国政府の立場は、これまで随

く米側が明かしVHFを行なう、VOA沖縄中継局の運営  
局の2つを計早期に、既に1977年5月15日を

27. 終了するところ希望するところがあり、

1974年6月 VOA沖縄中継との往来の

運営に関する日本協議におけるも、~~事例~~  
(につき未使用)

◎、左日本政府の立場を了解し、1977年5月

TSW主導、代替施設建設完了。(1)本

申請書類を行なう前の審査と異なり、  
是れは次第である。

④、合意議事録中の「予見される事情」  
(の運送)

の中には移転のための半側予算措置は含ま

れておらず、半側の予算措置かとされるか

否かに拘らず、VOAの運営は1977年5月  
15日までに停止されたと了解する。

この点につき未使用文書へ了承認を得る。

3. 上記1.にわづか VOA沖縄中継との

運営停止が実現され開始に行なわれると

が不可欠であるが、その実現は十分な財  
力の確保をも準備が進み次第、予定

1. 現在までの解決したべき種々の問題(例)

(1) 司法人組織の促進、土地原状回復、中継設備の  
整備等)と、~~既設~~処理されたこと(既成)

2.

4. 7月1日、米側V-YOUと日本のV-NH(河野)下午1時

2. 既設の整備を終り、やがて予定通り解消

され、またこれを参考にかられて、~~既設~~を提出して頂  
(施設の整備、機器の移転、土地の復元、財人賃貸手順等)

き、日本双方の担当官が~~会合~~して、より詳細なV-

問題点を確認して頂き、6月11日等措置が

速やかに実施されることが道筋が出来た。

まことに上記手順の関係で

前半側の手続移転手算の~~既成~~問題等

内訳を詳細に承知して

外務省

我

無期限

3  
(別添)

## VOA沖縄中継局移転による審議討事項(大)

### 1. 日本人在員の保護

#### (1) 国旗解説の斡旋

在日米軍基地等八ヶ所就旗斡旋。

#### (2) 夫妻保障

VOA移駐後も日本人在員と夫婦の夫婦保障が一括付

けたまつり方の問題。

(労働省新規保護課、麻生市務官の個人的感想)

#### (1) VOA沖縄中継局の雇用保険法上適用事業者として

小2か月連続の保険料を納入しない旨。

#### (2) VOA、同中継局の日本人在員は、同様に被保險

者と扱うべき、失業状況等の雇用保険統計上

算出する際、同VOAの在職 VOA に対する

保険料の適用の変化を求めるところである。

西村  
核  
計

例2. VOAが日本人を雇用する場合、日本人の賃金を

何様に定め、雇用保険料、休業給付金支給

手当は算定 =  $2U - 40 = 2 \times 73,500$ 。

### (3) 特別給付金

日本語訳文

在日米軍関係船舶船員の福利厚生施設運営費用等の補助

VFA、特別給付金の給付を受ける部門、VOA在日の

福利厚生施設の費用が特別給付金を受けること

であります。派遣の元理屈で、何とか補償措定

を要求して場合に付記下さい。

### (4) VOAが日本人職員を雇用契約上の年金・退職金

譯文  
理由

### 2. VOA用意の關係

#### (1) 各種用意の信託準備

同額料、恩給料の用意について。VOAは既に

個人信託契約書か交付状乙の形で、以下

種の用意について、予め書面契約が成立乙の

（三）第三項：從舊時用法變成借詞的四條

歸化。

### （2）契約關係的爭告

因鋼料、瓦斯等物用地以固有契約關係為前提

VOA側面收到V2 607號公報而注意到

舊約條款的爭告在執行上已不適用。

### （3）土地的原狀回復、復元補償

（i）被毀約束：小行、獨約兩方發生違背契約

許可證土地之使用上係由V-F生V-V 土地原

狀回復義務由 VOA 承擔，而部份滿了時

期後 V-V VOA 土地原狀復元對本印理有義務

加完了之後的場合及此項約束了爭告日以後

30日以內，一級主事署面以過期補償請求書

函件開會，VOA 付（付費V-FV）之時子被廢止

回復之對方之補償之支取之。（ii）VOA V-FV

外務省

設施、建設等小V 建造物による土地の価値が認められ

地主が利得が生じることを認めた上で評定、而当奉給の用

人地税(V-割)は建物と並行して建造物の相続価格

V-基準地主付添え VOA-V-償還(手帳小冊子)等で

山林V-基準地主付添え3、契約終了V-残高、建物

・賃取請求の問題、土地の原状回復(返却の復元

補償)の問題、地主登記小冊子の登記

八、農地V-手帳小冊子(該用地地主の登記者地主の登記者、  
山場合)の問題等が挙げられる。(復元補償の

場合、地主側は山農地の原状回復元手帳小冊子

の補償額を要求する=6萬円(中行)

#### (4) 通常損失の補償

上記現金需用小冊子、VOA付、申込用紙等の

又は小V-肉重の生地と貯蔵庫の解説

有効期限内に於ける年2月2日迄、VOA

不倫行為及び未解決の請求問題の整理と残りの

未了、残るごく小口の未処理機関の扱い。

#### (4) VOA放送とNHK置取問題

NHKがVOA放送を置取ることに対する理由(底本英文)について  
は classification & implication。

### 3. 請求開示

#### (1) 1.178kHz中波の使用

現在VOAが一便4L2.1と1.178kHzの周波数で、

日本が放送局として使用するL2.1と1.178kHzの周波数です。ITU割当

2.6MHz帯L2.1と1.178kHzの周波数で、VOAは7月4日から8月2日まで同周

波数を併用してから、使用的場合に電波混信が一

度発生する可能性があることを要。

#### (2) ITUへの通報

ITU年次会議の複数回通信機第619号

L-3小时、VOAは活動中に3ヶ月前からITU

L-3月V、R-3月直報可と要。

#### 4. 傍収關係

外務省と3千萬㌦以上との間の沖縄VDA被

送、モニタ-及VDA翻訳人間の契約が切れた

それでVDAと二つ（現行契約は昭和50年4月3日

に締結され、契約期間は昭和50年4月11日迄

昭和51年3月31日までとあります）、契約は

1年毎に更新されています）、新規契約の履行

に際し、52年5月15日から予想される沖縄VDA

被送達停止に伴う有关规定の適用も本

要があるかどうかの問題

## 5. 沿岸警備隊の「運営」の意味

「運営」(operation)を停止するという二つ、複数の申請を提出するが、反対に1977年5月15日以後は放送する権利が付与される。放送権の権限を完全に完了しない限りは、

日以降も放送する権利が付与され、放送権を有する行為

→放送権付与権付与とすれば元VHF  
→VHF

最終的に権利が使用権付与となる。

(新規申請の審査は原則審査法第31条に基づく審査の場合は)

以下の文書を提出する。個別の解説上では

下記の用語が用いられる。

→使用、連絡事務の許可と受け取る旨、同内法上

b. 「予見し得る事情」が生じた場合の措置

(行政手続性の原則)

個別審査、同内法上予見し得る事態。即ち

のうちの事態が生じた場合に対する措置。

$$\left( \frac{y_1}{x_1}, y_2 \right)$$

VOA 沖繩中継局移転問題

(日清抄) (経緯大元) [工務輸出題  
正、「予是小事、事情」]

題記 5). 1. 1. 2

## 甲子刀向仪未才謀

## 1. 日本国政府の立場

(1) VOA印级中组的口语部分 2-3>V-中期以上, 为<28

1977年5月15日 V. 纳了丁力毛猪。  
3月22日 张小海。

(2) 看見這小小的事情，覺得這是很眞實的，才願意說出來。

如上图，执行“插入”→“形状”→“箭头”，代替被修改完成上面的

（三）天安地寶之心，乃如如無所有。代替啟蒙新學

中行发展和工作协调会将定期召开。

事情」V. 練習(8)。(昭和46.11.13 齋藤洋平川崎尚久)

2012.12.18 章紳將福貢及川阿長名聲等)

「...這些資料我已經收到，並歸檔，我們會留意這事。」

✓

1. 本件は不滿合意「予見工事」事情によるもの。

(昭和46.11.13 締結時月刊五周年)

2. 第1回日本協議 (昭和49.5.7-8 三重京)

(1) 日本国より、本件中継局の設置撤去を開始後5年以

内に可及的速かつ撤去されると強く希望される旨

の立場を主張した。又、清里より、設置場所交渉當

日付本件中継局の運営限界期限を超過してから、

米開山228現在の立場を改めて行なつた。本国は之

は、本件の対象となる「将来の運営」は5年以内経

過以降の運営を意味し、併せて結果5年を超過する運営

が既に不可能か一歩づきづきと看えていた。

今後も定期的に運営継続の立場を行なう次第で該件

主張。

(2) 今、日本側より、5年以上の存続を認めたば「予見工

外務省

ごく事情IV-5) 代替施設が完成した場合V-限りれか

の際も、かねて新設する約定、国内立派措置を

（年齢50歳）、かねて新設する約定、国内立派措置を

（年齢50歳）。

中1回)

3. 下記7件の内、以下の会談（昭和49.5.8 東京）

(1) 既存50歳、改築場合は8年半、新設は5年内に存続

を認め、後50歳以降の存続V-112 日本国政府は

4. 9月2-8月19日、派遣専門家団の経緯V-鑑定小組

（昭和46.5.6-7 吉野-2+17=会談、同上12、森-2+17-

会談以対応）、改築方理由V-新28 移転先V-107

と代替施設が5年内に完成した場合V-112、日本政

府は5年内に存続を認めたる結果（2-12年半期間）

はC-2の首主税V-112、首主当務V-112、却認

改築交渉の経緯V-112、5年内に存続期間は山口市が最

太陽旗事件の結果手交渉が終り、日本は

解放軍に15年以上の期限を設けて「即時撤退」。

上記締結後、小口不發電以降、當時の国会答弁等

の内連口印件文書及び小口不發電を改訂。

(2) 「予見し事無く事情」V-73、先方主張、東語の

unforeseenは非常口弱く、日本側の説明V-73-V-82

天安地獄V-72-18年、俗云天安事件V-81V-1E要旨

予算外と小口不發電、代價地主見立V-92年、場合

合意と米側V-73解釈V-72-18年主張V-92-V-34L、極端

解釈: V-72 上記 2. (2) 総括 2. 総括V-73改訂V-73。

(3) 「先方主張、互送交渉過程V-73」日本側の了解事項

V-73-V-73、実際のV-73解決方法V-72、後V-73中V-73要

予算V-73、代價地主見立V-73-V-72、1977年5月1日兵

工移転先V-73-V-73中総同被敵が完成V-73-V-73

（年以降）  
（総期間、年以内1年内の期限）日本政府は認めた旨

保証して下さい」と述べておられました。大嘗祭は平成  
 23年1月20日午前、5年以内に実現するが不可能な  
 理由から否認されました。理由は、天子の御代行等の事由による  
 97歳小川、近藤は会意議事録。想定より後2ヶ月又  
 事務官は2月3日付回答。

#### 4. 大河原アドバイラム・スティーブンズ官邸代理会談

(昭和49.5.21於横濱)

(1) 当初5月 日本側の其年の予算充て3月17日、5年  
 後の総額は予算の2倍と見込まれる事であります。  
 予算は、復帰七年後V-沖縄中継局を移転するため9  
 年間の内、米側V-2台の増設と予算通り移転計画  
 を実施する事とされ、予算措置は絶対的と評価  
 され、復帰五年後V-沖縄中継局を完成する旨  
 が承認されました。(書類)

~~復帰七年以後のVOAの存続を認めたこと~~

日本、新潟空襲後法規(反対)、全般正當な「予見」の  
行い事情、日本が新潟空襲の原因を認めた事実  
は、~~は~~ 述べる。

(2) 当方より、国会での答弁は「予見」の事  
情を天変地異等と意味するに解釈して有利、等、  
完全な「予見」の事情が国会に対する正当化手段  
であり小口で「予見」を得た(9月2日)、  
等、や否算措置の遅れを含めて解釈するに至る  
調査問題である。資料や労働力不足等の早見  
した事、以下該当する旨述べるべし。  
判則判、万が一復帰5年後V.代替被設立完成し  
て、V.調査V.と日本政府が日本政府がV.事態  
がV.か山河建設が完了したが、V.事態が何で  
かV.「予見」の事情、V.該当する(9月2日)  
否か調査のべき事由、審査の件、上記日本

例の <sup>Fut</sup> 等、又解釈等の問題で多く有述べられてる  
 計算精度、代替現入手、契約、締結、設計等は全く  
 予見された事では無く、更に、交渉當時 器械  
 輸送船の逼迫下「予見されず」事情に合せられてい  
 た議論である。又以下二件の点は統合少  
 ない。  
 ①船舶荷物運送料金の算定方法が複数存在  
 する。二種の料金、荷物手数料、解釈の方法等が存在す  
 る。専門家。

5. 第2回大河原町会議・江戸川区臨時代理不従  
 令後(昭和49.5.29 於東京)

(1) 先方より、美國よりは七年以内に VOA 沖縄中継  
 局が移転される事と日本最大限の努力を取扱  
 うとする。技術的指導等の計算精度等の問題は外  
 す。一方で努力を続ける所とする。一方で小  
 外務省

（1）事情）凡利、五年後付清施設の建設料金了  
 し21年、場所は、日本政府が一時期間の運送費  
 諸般の問題の現実的解決方法を取る  
 表立の首領へV-A V-FU、新規支拂い經  
 緯、監督、事件中紀7月9五年以降の存続した國会  
 の承認（署名）と付（章程）の理由等、限り事實上  
 不可能な事、V-A V-FU が行方不明の事実上  
 事務を想定して、V-A V-FU。

（2）凡利、上記4の手續、又はV-A V-FUの請求  
 領事の持つてある事務精查、代替地の入手、契約  
 人等の事務の全般に予見する事務、V-A V-FU が済み、  
 並く、予見する事務の天候地圖の他、1347件  
 方等の交付する事務を全部V-A V-FU、当方より  
 他の解釈V-A V-FU reassured and concurred  
 する事務を達成する事務、當方より、予見する事務

「情けぬきを説明する measure ではござりません」

「日本は「平穡小字」事情、中國の「支那事務」

「解釈の誤解の余地没有」と述べて是を指

す。しかし、支那の「平穡小字」事情、日本は

「(根本的)解釈の誤解の余地有る」旨を改

めて、同会に付し聲明(原書)を當たり、合理的な

理由で「平穡小字」に対する「天皇御墨」は「獨立」す

る。2月28日、日本政府が同会に10月27日付の

「天皇御墨等」等、日本が解釈の誤りと認定した

「天皇御墨等」等、日本が具体的に何を意味するか

「天皇御墨等」等の具体的な何を意味するか

7月現時英語訳文に記載する所によれば、独立

の「解釈可」の「及」前後省略して

b. 第2回日本側会談 (昭和49.6.5於東京)

(米国ビデオ)  
先方より、VOA沖縄中継局の活動規制緩和を要求

する日本側の立場を遺憾の意述べ、日本側も了承

(Accept) V. 1977年5月15日 真理子・代答被設

建設を完了する旨の説明の努力を行った。V. 2

16番議事録(1)「原見工小室」事情 V. 8.14 (1)

情報被設の建設が遅延する場合を除く。1977年

5月15日 V. 代答被設の建設を完了する旨の説明

真理子・V. 2 V. 2 V. 2 V. 2 V. 2 V.

留意することとし V. 2 原見工小室事情 V. 9.9 件

V. 7.12 V. 2 V.

V. 7.2 締切日迄未提出と為るが十分慎重 V.

件に対するV. 2 V. 2 V. 2 V. 2 V. 2 V. 2 V. 2 V.

V.